

## 委員会からのお知らせ

### 第256回食品安全委員会議事概要

#### ■第256回食品安全委員会会合結果■

##### 【農薬】

日時:平成20年10月2日(木) 14:00 ~ 14:50

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:10名

##### 議事概要:

#### (1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること

・農林水産省から説明。

・食品を介した高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の健康へのリスクは、我が国の家畜防疫体制及び食鳥処理等の衛生対策等を踏まえ、現状でも十分に低いと判断されるが、本件は現行の家畜防疫体制を強化するものであり、一層のリスク低減につながることは自明であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行なうことが明らかに必要がないときに該当することとされた。

#### (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○農薬2品目

##### 1) クロフェンセット

・事務局から説明。

・「クロフェンセットの一日摂取許容量(ADI)を、0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

##### 2) フルフェンピルエチル

・事務局から説明。

・「フルフェンピルエチルのADIを、0.39mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

##### <参考>

1) 植物成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。

2) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。

1)、2)は、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

#### (3) 食品安全委員会の9月の運営について

・事務局から報告。

#### (4) 食品安全モニターからの報告(平成20年8月分)について

・8月中に報告された21件について事務局から報告。

#### (5) その他

○「事故米穀の不正規流通について」及び「中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について」

・事務局から報告。

・事故米穀及びメラミンの混入事案については、引き続き政府一体となった対応をとり、状況については委員会へ適宜報告することとなった。

また、メラミンによる健康危害に関しては、メラミンの存在の外にシアヌル酸の影響も指摘されており、委員会として毒性などを確認しておく必要があることから、科学的知見を広く収集・整理し委員会へ報告することとなった。